

諮問事項

くまもと清陵高等学校（広域の通信制課程）の学則変更認可について
（学校教育法第4条第1項及び同法施行令第23条第1項第11号に基づく認可）

学 校 名	くまもと清陵高等学校	校 長 名	組脇 泰光
所 在 地	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字 小野5番300	設置認可日	平成29年3月24日
設置者名	学校法人熊ゼミ学園	理 事 長 名	組脇 泰光
教育区域	47都道府県	課 程 修 業 年 限	通信制課程（普通科） 3年以上
収容定員	900人	変 更 時 期	令和7年（2025年）4月1日
変 更 理 由	・通信連携協力施設（福岡学習センター）を設置 ・教育区域の変更（教育区域に海外を追加） ・自由選択科目に倫理を追加 ⇒学則を変更する必要がある。		
変 更 内 容	変 更 前		変 更 後
	別紙「学則新旧対照表」のとおり		別紙「学則新旧対照表」のとおり
規 程 適 合 状 況	別紙「高等学校通信教育規程適合状況」および「熊本県私立高等学校の通信制課程に係る認可基準適合状況」のとおり（満たしている）		

【参考条文】（関係部分のみ）

○学校教育法第4条第1項

次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校の通常の課程及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）についても、同様とする。

（3）私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校
都道府県知事

○学校教育法施行令第23条第1項

法第4条第1項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

（11）高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更

○私立学校法第8条第1項

都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第4条第1項又は第13条第1項に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かななければならない。

○高等学校通信教育規程第2条第1項

高等学校の通信制の課程で行う教育（以下「通信教育」という。）は、添削指導、面接指導及び試験の方法により行うものとする。

○高等学校通信教育規程第4条第2項

実施校の設置者は、…通信教育連携協力施設ごとの定員を学則で定めるものとする。

学則新旧対照表

変更前	変更後
第5条 本校の面接指導等実施施設を以下のとおり設置するものとする。 所在地 滋賀県大津市本丸町1-4 名称 くまもと清陵高等学校滋賀学習センター 収容定員 50人	第5条 本校の面接指導等実施施設を以下のとおり設置するものとする。 所在地 滋賀県大津市本丸町1-4 名称 くまもと清陵高等学校滋賀学習センター 収容定員 50人
所在地 東京都千代田区神田三崎町2丁目21-11 名称 くまもと清陵高等学校東京学習センター 収容定員 600人	所在地 東京都千代田区神田三崎町2丁目21-11 名称 くまもと清陵高等学校東京学習センター 収容定員 600人
	<u>所在地 福岡県福岡市東区三苫4丁目8番35号</u> <u>名称 くまもと清陵高等学校福岡学習センター</u> <u>収容定員 50人</u>
第15条 本校が通信教育を行う区域を熊本県、福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、および沖縄県に加えて北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県とする。	第15条 本校が通信教育を行う区域を熊本県、福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、および沖縄県に加えて北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県とする。 <u>これに加えて、海外を通信教育を行う区域とする。</u>

くまもと清陵高校福岡学習センターの概要

所在地	福岡県福岡市東区三苫4丁目8番35号
施設面積・教室数	専用面積159.6㎡ 職員室：12.0㎡ 面談室・談話室：18.0㎡ 3教室（1教室43.2㎡ 2教室43.2㎡ 3教室43.2㎡）
定員	50人（※福岡学習センターにおいて対応可能な人数の上限。）
施設所有形態	2028年3月31日まで賃貸借契約を締結。1年毎自動更新。

「高等学校通信教育規程」適合状況

※本規程第4条の2及び第5条から第10条の2第3項までの規定に適合するかを確認を行った。

※「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」により、面接指導等実施施設も実施校（本校）と同等のものを求める。

内容 （実施校（本校）の基準）		福岡学習センター	適否
第4条の2	同時に面接指導を受ける生徒数は、少人数とすることを基本とし、40人を超えてはならない。	面接指導（スクーリング）の生徒数は1クラスあたり最大20人となっている。	適
第5条	実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、五又は当該課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制の課程にあつては、当該課程に在籍する生徒の見込数）を八十で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。	教諭0人 講師10人 （基準：50人/80÷1） ※教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもって代えることが可。	適
第6条	実施校には、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならない。	事務職員を1人配置	適
第7条	実施校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。	必要な施設・設備は備えており、安全上も消防用設備等点検結果報告書を福岡市東消防署長へ提出済み。	適

内容 (実施校(本校)の基準)		福岡学習センター	適否
第8条	通信制の課程のみを置く高等学校(以下「独立校」という。)の校舎の面積は、一、二〇〇平方メートル以上とする。ただし、次条第四項の規定により、他の学校等の施設を兼用する場合又は地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。	1, 200㎡は有していないが、福岡学習センターにおいては、一度に登校する生徒を最大でも20人としており、当該指導を適切に実施する上で必要な面積は確保している。よって、但し書きに該当すると判断する。	適
第9条	実施校の校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えなければならない。 ①教室 ②図書室、保健室 ③職員室	生徒が来校する時間は全てスクーリングや試験の時間に充てるため、図書室の利用は想定しておらず設けていないが、談話室・面談室には図書スペースを確保している。教室、保健室、職員室は確保済み。	適
第10条	実施校には、学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。	机・いす等、必要な設備は搬入済み。	適
第10条の2第3項	実施校の設置者は、第三条第一項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が前二項の基準に適合することについて、確認を行うものとする。	設置者は、同規程の第5条から第10条の基準に適合することについて確認を行っている。	適
	この場合において、当該通信教育連携協力施設が実施校の存する都道府県の区域外に所在するときは、その所在地の都道府県知事が定める高等学校の通信制の課程の設置の認可に係る基準(当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。)を参酌して当該確認を行わなければならない。	設置県である福岡県については、現在、当該基準が定められていない。	適

(参考)

第10条の2 面接指導等実施施設の編制、施設及び設備は、当該面接指導等実施施設に係る学校又は施設の種類、連携協力の内容及びその定員その他の事情を勘案し、前六条に定める基準に照らして、面接指導又は試験等の実施について適切に連携協力を行うことができるものでなければならない。

「熊本県私立高等学校の通信制課程に係る認可基準」適合状況

基準	申請の内容	審査結果	適合
〔２〕立地条件等			
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設などの教育にふさわしくない施設が実施校の周辺に立地していないなど、学校教育を行う上で適切な環境であること。	福岡市東区三苫四丁目 8 番 3 5 号	周辺に教育にふさわしくない施設の立地なし	適
〔４〕規模			
1 実施校の収容定員は、生徒の教育環境を確保するため、通信教育を行う区域に属する都道府県内の生徒数の将来の見込みと、その時点において学校が用意をしている指導体制、施設及び設備等を踏まえた適切な数であること。	福岡学習センターの収容定員は 50 人。 現時点においても 80 人以上の机・椅子等を配備しており、指導体制においても初年度から定員 50 人に対応できる人員を配置。	基準を満たしている。	適
2 通信教育連携協力施設を設置する場合においては、通信教育連携協力施設ごとの定員を設定するものとし、通信教育連携協力施設の定員は、実施校の収容定員の範囲内であればならないこと。	福岡学習センターの定員→50 名（新規） 滋賀学習センターの定員→50 名 東京学習センターの定員→600 名 実施校の収容定員⇒900 名	通信教育連携協力施設の定員は、実施校の収容定員の範囲内である。	適
3 実施校の設置者は、実施校の収容定員及び通信教育連携協力施設の定員が適切であることを、根拠資料を用いて示すこと。	福岡学習センターの収容定員：50 人 九州内に学習支援センターが熊本しかないため、熊本県外に PR 活動はしていないが、福岡県から 7 人、大分県から 1 人の生徒が本校に通学している。	収容定員も施設の設備等に対し、無理のない定員となっており、現時点での生徒数からも定員は適切と判断。	適

〔５〕 通信教育を行う区域			
1 通信教育を行う区域は、面接指導や試験等を実施する上で支障のない範囲で定めること。	4 7 都道府県に加え、海外を通信教育を行う区域とする。	海外の生徒すべてを受け入れるわけではなく、日本と通信規制がされている場合は、WEB でレポートのシステムが使用できないため受け入れを行わない。また、東京学習センターでのスクーリング授業に出席でき、テストが日本で受けられることを条件に受け入れを行うため、面接指導や試験等を実施する上で支障がないと判断。	適
2 通信教育を行う区域に他の都道府県を加える場合は、当該区域に属する都道府県内における生徒の募集見込等を踏まえた当該都道府県の意向を考慮しなければならないこと。	福岡県に収容定員増をする場合、支障があるか確認したところ、通信制高校間で生徒数を確保するための競争が激化し、教育の質の低下を招く可能性があることから「支障あり」の返答あり。	競争の激化だけをもって、教育の質の低下を招くとは言えず、申請者も、教育の質の低下を招かないよう運営していくと答えていることから支障はないと判断。	適
〔６〕 教職員組織			
1 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、5 又は当該課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制の課程にあつては、当該課程に在籍する生徒の見込数）を、当該課程に在籍する生徒の見込数を 80 で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。ただし、教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもってこれに代えることができ、実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができること。	教諭 0 人 講師 10 人 （基準：50 人/80 ÷ 1） ※教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもって代えることが可。	基準を満たしている	適

2 実施校において編制する教育課程の実施に当たり必要な各教科の免許を持つ教員の配置がなされていること。	各教科の免許を持つ教員の配置している	教員配置計画を参照し基準を満たしていることを確認。	適
3 実施校には、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならないこと。	福岡学習センターの事務職員：1名	相当数の事務職員数を配置している（※小中学校において事務職員定数は、4学級以上の学校で1人、小学校27学級以上、中学校21学級以上で複数配置となっている。）	適
4 その他教職員の配置については、生徒の実態等を踏まえ、各教科・科目等の指導のほか、生徒指導、進路指導等の学校運営全般にわたり教育上支障がないものとする。	本校に生徒指導主事・進路指導主事を1名ずつ配置。オンラインでの対応や、福岡時に直接出向いて対応する。	基準を満たしている。	適
5 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第1項及び第2項の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くこと。	学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱状を提出。	学校医、学校歯科医、学校薬剤師を置いている。	適
〔7〕施設及び設備			
1 実施校の施設及び設備は、設置者の自己所有である等、長期的・安定的な教育を行う上で支障のないものであること。	福岡学習センターの施設賃貸借契約書の写しを提出	自己所有ではないが、R10.3までの賃貸借契約が結ばれており、その後1年毎の自動更新とする契約が結ばれていることから長期的・安定的な使用が可能と判断。	適
〔8〕通信教育連携協力施設			
1 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、学則において面接指導等実施施設と学習等支援施設を区別し、それぞれの施設の名称、位置、定員など必要な事項を記載するものとする	新学則に明記	くまもと清陵高校の設置者たる学校法人熊ゼミ学園は、通信教育連携協力施設である福岡学習センターを設置するに当たり、学則において	適

こと。		左に掲げる必要な事項を記載している。	
2 面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であること基本とすること。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設（学校教育法第55条の規定による指定を受けた技能教育のための施設をいう。）その他の学校又は施設とすることができること。	面接指導等実施施設である福岡学習センターは、分校である。	基準を満たしている。	適
3 通信教育連携協力施設は、周辺に教育にふさわしくない施設が立地していないなど、教育を行う上で適切な環境であること。	福岡市東区三苫四丁目8番35号	福岡学習センターの周辺には、風俗営業などを行う施設など教育にふさわしくない施設は立地していない。当該地は、学校、文化施設、公園などが所在するエリアであり教育を行う上で支障ない。	適
4 面接指導等実施施設の施設及び設備、指導体制等は、当該面接指導等実施施設と実施校との連携協力の内容等に応じて、実施校と同等の水準又は面接指導や試験等を適切に実施することができるものであること。	国語・数学等10教科について面接指導を実施することとされているが、それぞれに教員が配置され、教室でできる教科については教室、実技を伴う体育については、近隣の体育館を借りて行う。	実施校と同等に実施することが可能。	適
5 学習等支援施設の施設及び設備は、教育上及び安全上支障がないものであること。	福岡学習センターは面接指導等実施施設である。	面接指導等実施施設であるため、該当しない。	適

6 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、前3項の基準を満たすことを確認し、その結果を文書により示すこと。また、当該通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合には、当該都道府県の知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して確認を行うものとし、その結果もあわせて文書により示すこと。	現在、福岡県は基準を定めてはいない。	前3項の基準を満たしている。また、設置県である福岡県については、現在、当該基準が定められていない。	適
7 面接指導等実施施設において、例えば、理科、音楽、美術、家庭、情報、体育等の観察・実験、実習、実技等を行う必要のある教科・科目等の面接指導を行う場合においては、それに必要な施設及び設備や運動場等を確保すること。	実技等を行う科目として体育があるが、体育は最寄りの公的な施設を借りて実施する。	福岡学習センターでは、左に掲げる科目のうち、実技等を行う教科として、体育があるが、体育は近隣の体育館での実施が可能であり、必要な施設・設備が確保されているといえる。	適
8 面接指導等実施施設の施設や設備が負担付又は借用である場合は、実施校の設置者が安定的に使用できる契約等が締結されていること。	施設賃貸借契約書の写しを提出。	学校法人熊ゼミ学園と施設所有者との間で、面接指導等実施施設としての利用を目的とする賃貸借契約を締結している。契約期間は2028年までで更新可能。	適
9 通信教育連携協力施設の名称は、当該通信教育連携協力施設が高等学校であるとの誤解を招くような名称その他不適切な名称でないこと。	名称：くまもと清陵高等学校 福岡学習センター	名称は「くまもと清陵高等学校福岡学習センター」であり、通信教育連携協力施設である「福岡学習センター」自体が高等学校であるとの誤解は招かない。その他不適切な名称には当たらない。	適

10 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、その連携協力内容について、当該施設の設置者とあらかじめ文書による取り決めを行い、必要に応じて適切な指導・支援を行う努めること。ただし、実施校と当該施設の設置者が同一である場合には、この限りでない。	福岡学習センターは、実施校の分校である	福岡学習センターは、実施校の分校であるため、取り決め等不要（左のただし書適用）。	適
11 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設において生徒募集等が行われる場合には、募集要項やパンフレット等において、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動の別や、それに係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるよう指導すること。	募集要項やパンフレット等において、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動は別としている。また、学校説明会等において、その点は確実に区別をして説明することを通信教育連携協力施設の職員にも徹底している。	基準を満たしている	適
〔9〕通信教育の方法等			
1 通信教育の実施に当たっては、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）等に基づき、適切に実施すること。	教育課程表のとおり	高等学校学習指導要領を満たしている。	適
2 実施校の設置者は、特に以下を満たす体制を整えること。			
（1）添削指導、面接指導及び試験並びにその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。	各教科の教員の免許状の写しを提出	基準を満たしている。	適
（2）各教科・科目及び総合的な探究の時間、特別活動は、高等学校学習指導要領において定める添削指導の回数や面接指導の単位時間数の標準を踏まえた、十分な指導回数を確保すること。	教育課程表のとおり	学習指導要領を満たしている	適
（3）添削指導に用いる課題については、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点から、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。	添削課題を提出	文章で解答する記述式を一定量取り入れて作成している。	適

(4) 面接指導については、生徒を実施校又は面接指導実施施設のいずれかに登校させて行うこと。この際、少人数で行うことを基本とし、多くとも 40 人を超えない範囲内で設定すること。	面接指導(スクーリング)の生徒数は最大 20 人	基準を満たしている。	適
(5) 通信教育を行うに当たっては、試験並びに多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による報告課題の作成等によりその成果が満足できると認められる場合の面接指導等時間数の免除の運用等も含め、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を確保して行うこと。	東京書籍及び大修館書店が制作したインターネット講座を視聴し、視聴後に視聴報告書を提出することとなっている。それをもって、規定に則り面接指導時間数の 6/10 免除を行っている。	面接指導等時間数の免除の運用等が適切に実施されており、学習の量と質が確保されている。	適